

2 就業に関する要件（次のすべてに該当すること）

ア 一般の場合

- ア) 勤務地が東京圏以外の地域または東京圏内の条件不利地域に所在すること。
- イ) 就業先が、福島県が移住支援金の対象としてマッチングサイト、または他の都道府県における同様のマッチングサイトに掲載している求人情報に応募して採用されたものであること。
- ウ) 就業する者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。
- エ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて、上記イに定めるマッチングサイトに求人情報を掲載している法人（以下、「対象法人」という。）に就業し、移住支援金の交付申請時において、連続して3か月以上在職していること。
- オ) 上記イの求人への応募日が、マッチングサイトにこの求人が移住支援金の対象として掲載された日以降であること。
- カ) 対象法人に、移住支援金の申請日から5年以上継続して勤務する意思を有していること。
- キ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

イ 専門人材の場合

福島県が地方創生推進交付金を活用して実施するプロフェッショナル人材事業又は内閣府地方創生推進室が実施する先導的人材マッチング事業を利用して就業した者は、次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ア) 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。
- イ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて移住支援金の対象法人に就業し、移住支援金の交付申請時において、当該法人に連続して3か月以上在職していること。
- ウ) 対象法人に、移住支給金の申請日から5年以上継続して勤務する意思を有していること。
- エ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。
- オ) 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。

3 テレワークに関する要件（次のすべてに該当すること）

- ア 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住先での業務を引き続き行うこと。
- イ 内閣府地方創生推進室が実施する地方創生テレワーク交付金を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。

4 本事業における関係人口に関する要件

次に掲げるア（ア）、（イ）、（ウ）又は（エ）のいずれかを満たし、かつ、イ（ア）、（イ）又は（ウ）のいずれかを満たす者で、三春町が本事業における関係人口であると認める者。

ア 関係人口の対象範囲

- ア) 県又は三春町、三春町の関係団体が主催又は参加した移住関連イベントに参加した者。
- イ) 三春町が運営する会員制の団体等に登録している者。
- ウ) 三春町内で地域づくり活動や地域活性化の活動に参加している者。
- エ) 多拠点で生活しており、三春町を拠点の一つとしている者。

イ 就業要件等

- ア) 県内企業に就業し、かつ、次に掲げる a から c の要件を全て満たすこと。
 - a 週 20 時間以上の無期雇用契約であること。
 - b 就業してから 5 年以上、継続して勤務する意思を有していること。
 - c 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。
- イ) 県内で新規に起業し、開業の届出をしていること。
- ウ) 県内で就農していること。ただし、将来的な就農のための研修等を含む。

5 起業に関する要件

福島県移住支援事業・マッチング移住支援事業及び起業支援事業実施要領第 6 に定める補助金の交付決定を受けていること。

※起業支援金の詳細については、

県ホームページ（ふくしま移住支援金給付事業のお知らせ）にてご確認ください。